

個人情報の保護に関する指針

平 26. 3. 27 制定
平 27. 9. 28 一部改正
平 28. 10. 7 一部改正
平 29. 5. 30 一部改正

(目的)

- 第1条** 本指針は、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）が「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」という。）、「個人情報の保護に関する法律施行令」（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。その後の改正を含む。）（以下「施行規則」という。）、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。その後の改正を含む。）に基づき、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号。その後の改正を含む。以下、その他告示についても同じ。）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号。）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号。）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号。）、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号。）及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第2号。）等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の行う定款第2条の2第5号に定める金融先物取引業（以下「金融先物取引業」という。）に係る業務における個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。
- 2 会員は、個人情報の漏えい、不正流出等を防止等するため、個人情報の保護に関する法令等並びに関係法令及びガイドライン等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。

(定義)

- 第2条** 本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

- イ 当該情報（個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）
- ロ 個人識別符号が含まれるもの

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。これら「個人に関する情報」が氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。

さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。

（1の2）個人識別符号

当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして施行令第1条に定められた文字、番号、記号その他の符号をいう。

（2）個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして施行令第3条第1項で定めるものを除く。

イ 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引、符号等により容易に検索可能な状態に置かれているもの

（3）個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

（4）保有個人データ

会員が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、次に掲げるもの以外のものをいう。

- イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- ロ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- ハ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- ニ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- ホ 6か月以内に消去するもの

(5) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 要配慮個人情報

不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、保護法第2条第3項及び施行令第2条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(7) 機微（センシティブ）情報

金融分野において、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、保護法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げるものにより公開されているもの、又は本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。）のことをいう。

(8) 匿名加工情報

個人情報を次に掲げる個人情報の区分に応じた定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再認識することができないようにしたものをいう。

イ (1) イに該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

ロ (1) ロに該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(利用目的の特定)

第3条 会員は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかを本人が合理的に予想できるような限り特定しなければならない。

- 2 前項の利用目的の特定に当たって、「自社の所要の目的で用いる」といった抽象的な利用目的は、「できる限り特定」したものとはならないことから、会員は、提供する金融商品、サービスを示したうえで、利用目的を特定するよう努めなければならない。
- 3 会員は、特定した利用目的を変更する場合には、保護法第15条第2項に定める「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」（変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度として客観的に認められる範囲）を超えて行ってはならない。
- 4 会員は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示することとする。

（「同意」の形式）

第4条 会員は、次条、第13条及び第13条の2に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録）を含む。以下同じ。）によることとする。

なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

（利用目的による制限）

第5条 会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第3条第1項により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用すること（電子メールの送信や電話をかけること等）は、当初特定した利用目的にない場合でも、目的外利用には当たらない。

- 2 会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者（保護法第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該他の個人情報取扱事業者等の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

また、承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にならず、本人の同意を得る必要はない。

- 3 前2項は、次に掲げる場合については適用しない。

（1）法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（機微（センシティブ）情報の取扱いについて）

第6条 会員は、機微（センシティブ）情報については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないこととする。

- (1) 法令等に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - (5) 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合
 - (6) 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合
 - (7) 会員の行う金融先物取引業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合
 - (8) 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合
- 2 会員は、機微（センシティブ）情報を、前項に掲げる場合に取得、利用又は第三者に提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うこととする。
- 3 会員は、機微（センシティブ）情報を、本条第1項に掲げる場合に取得、利用又は第三者に提供する場合には、個人情報の保護に関する法令等に従い適切に対応しなければならない。
- 4 会員は、機微（センシティブ）情報を第三者に提供するに当たっては、保護法第23条第2項（オプトアウト）の規定を適用しないこととする。

（適正な個人情報の取得）

第7条 会員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、会員は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならず、個人情報の不正取得等の不当な行為を行っている第三者から、当該情報が漏えいされた情報であること等を知ったうえで個人情報を取得してはならない。

2 会員は、第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法令遵守状況を確認するとともに、当該個人情報が適法に取得されたものであることを確認するものとする。

(個人情報取得に際しての利用目的の通知・公表、明示等)

第8条 会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、自らの金融商品の販売方法等の事業の態様に応じ、インターネットのホームページ等での公表、本店その他の営業所の窓口等への書面の掲示・備付け等適切な方法によらなければならない。

2 会員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること等に伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 会員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該会員の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第9条 会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手續きの整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ

最新の内容に保つよう努めなければならない。

なお、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。

また、会員は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

なお、法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない。

(安全管理措置)

第10条 会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び個人データの安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、
「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。

当該措置は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人のデータの性質及び量を含む。）及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。

本条における用語の定義は、次のとおりである。

(1) 組織的安全管理措置

個人データの安全管理措置について役職員（会員の組織内にあって、直接又は間接に会員の指揮監督を受けて会員の業務に従事する者をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、会員との間の雇用関係にない者（取締役、執行役、監査役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、派遣社員等）も含まれる。以下同じ。）の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行うこと等の、会員の体制整備及び実施措置をいう。

(2) 人的安全管理措置

役職員との個人データの非開示契約の締結及び役職員に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう役職員を監督することをいう。

(3) 技術的安全管理措置

個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の個人データの安全管理に関する技術的な措置をいう。

2 会員は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、以下の

「組織的安全管理措置」を講じなければならない。

(1) 規程等の整備

- イ 個人データの安全管理に係る基本方針の整備
- ロ 個人データの安全管理に係る取扱規程の整備
- ハ 個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程の整備
- ニ 外部委託に係る規程の整備

(2) 各管理段階における安全管理に係る取扱規程

- イ 取得・入力段階における取扱規程
- ロ 利用・加工段階における取扱規程
- ハ 保管・保存段階における取扱規程
- ニ 移送・送信段階における取扱規程
- ホ 消去・廃棄段階における取扱規程
- ヘ 漏えい事案等への対応の段階における取扱規程

3 会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。

(1) 組織的安全管理措置

- イ 個人データの管理責任者等（個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者である個人データ管理責任者、個人データを取り扱う各部署における個人データ管理者）の設置
- ロ 就業規則等における安全管理措置の整備
- ハ 個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
- ニ 個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
- ホ 個人データの取扱状況の点検及び監査体制の整備と実施
- ヘ 漏えい事案等に対応する体制の整備

(2) 人的安全管理措置

- イ 役職員との個人データの非開示契約等の締結
- ロ 役職員の役割・責任等の明確化
- ハ 役職員への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練
- ニ 役職員による個人データ管理手続の遵守状況の確認

(3) 技術的安全管理措置

- イ 個人データの利用者の識別及び認証
- ロ 個人データの管理区分の設定及びアクセス制御
- ハ 個人データへのアクセス権限の管理
- ニ 個人データの漏えい・毀損等防止策
- ホ 個人データへのアクセスの記録及び分析
- ヘ 個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録及び分析

ト 個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査

(役職員の監督)

第11条 会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

当該監督は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

2 会員は、前項の役職員に対する必要かつ適切な監督を以下の体制整備等により行わなければならない。

- (1) 役職員が、在職中及びその職を退いた後において、当該会員の行う金融先物取引業務等に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること
- (2) 個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた役職員の役割・責任の明確化及び役職員への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行うこと
- (3) 役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理措置に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における個人データの保護に対する点検及び監査制度を整備すること

(委託先の監督)

第12条 会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

2 会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない（二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行わなければならない。）。具体的には、例えば、以下の対応等が必要である。

- (1) 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準に従って委

託先を選定するとともに、当該基準を定期的に見直すこと。

なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。

- (2) 委託者の監督・監査・報告徴取に関する権限、委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件及び漏えい等が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。

なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第 20 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

(第三者提供の制限)

第 13 条 会員は、個人データの第三者（個人データを提供しようとする会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。第 13 条の 2 から第 13 条の 5 を除き、以下同じ。）への提供にあたり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得にあたっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

なお、あらかじめ、個人情報情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。

ただし、次に掲げる場合には、第三者への個人データの提供にあたって本人の同意は不要である。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これの保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であっ

て、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 会員は、第三者に提供される個人データ（機微（センシティブ）情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

また、会員は、当該届出の内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

なお、機微（センシティブ）情報は、オプトアウトにより第三者に提供することはできない。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の手段又は方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
- (5) 本人の求めを受け付ける方法

3 会員は、前項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

なお、会員は、本項に従い、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表するものとする。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。

- (1) 会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合（事業の承継後も、個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用する場合に限る。）
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者

(共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。)の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

- 5 会員が前項第3号の規定により行う通知については、原則として書面によることとする。会員による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別に列挙するよう努めなければならない。
- 6 会員は、第4項第3号に規定する利用者の利用目的又は管理責任者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第13条の2 会員は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国として施行規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則第11条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下、この条において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に定める場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は適用しない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条の3 会員は、第三者(保護法第2条第5項各号に掲げる者を除く。本条から第13条の5まで同じ。)に個人データを提供した場合には、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第7号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。

また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第4号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、保護法第23条第5項各号に掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人(法人を含む。)の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつ

て、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 会員が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (6) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (7) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人）の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。

ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 会員が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (6) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (7) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置

いているとき

(第三者提供時の記録に係る保存期間)

第13条の5 前2条に従い作成した記録については、それぞれ当該記録を作成した日から施行規則第14条、第18条で定める期間保存しなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第14条 会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第2号の内容として、その旨を明らかにしなければならない。

(1) 会員の名称

(2) 全ての保有個人データの利用目的(ただし、第8条第4項第1号から第3号に該当する場合を除く。)

(3) 次項の規定による求め又は次条第1項、第16条第1項若しくは第17条第1項若しくは第2項の規定による請求に応じる手続(第20条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

(4) 保有個人データの取扱いに関する自社における苦情の申出先

(5) 認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2 会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第8条第4項第1号から第3号に該当する場合

3 会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第15条 会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示(存在しないときにはその旨を知らせることを含む。)の請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

- 2 会員は、前項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して、遅滞なく説明を行うこととする。

(訂正等)

第16条 会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合は、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 2 会員は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。なお、会員が訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

(利用停止等)

第17条 会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第7条の規定に違反して取得されたという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第13条第1項の規定又は第13条の2の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 会員は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。

（理由の説明）

第18条 会員は、第14条第3項、第15条第2項、第16条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこと又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。

（開示等の請求等に応じる手続）

第19条 会員は、第14条第2項の規定による求め又は第15条第1項、第16条第1項若しくは第17条第1項若しくは第2項の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）に関し、その受け付け方法として、次の各号に掲げる事項を定めることができる。この場合において、会員は、自らの個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。）と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載又は本店その他の営業所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。

なお、開示等の請求等は、施行令第11条に規定する代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。）によってすることができる。

- (1) 開示等の請求等の申出先
 - (2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式、その他の開示等の請求等の受付方法
 - (3) 開示等の請求等をする者が本人又は代理人であることの確認方法
 - (4) 保護法第33条第1項の手数料の金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。）
 - (5) 開示等の請求等の対象となる保有個人データの特定に必要な事項
 - (6) 開示等の請求等に対する回答方法等
 - (7) 開示等の求めをする者が代理人である場合の代理権を確認する方法
- 2 代理人による開示等の請求等に対して、会員が本人にのみ直接開示等することは妨げられない。
- 3 会員は、前2項の規定に基づき開示等の請求等に関する手続を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第 20 条 会員は、第 14 条第 2 項の規定による保有個人データの利用目的の通知を求められたとき又は第 15 条第 1 項の規定による保有個人データの開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲において、その手数料の額を定めなければならない。

(会員による苦情の処理)

第 21 条 会員は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 会員は、苦情受付窓口の設置や苦情処理手順の策定、苦情処理に当たる役職員への十分な教育・研修等により、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(個人情報等の漏えい事案等への対応)

第 22 条 会員は、個人情報の漏えい事案等又は匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに保護法第 36 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えい事案（以下「個人情報等の漏えい事案等」という。）の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に報告することとする。また、個人情報等の漏えい事案等のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 8 項に定める特定個人情報が漏えいした場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。

2 会員は、個人情報等の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、当該事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。

3 会員は、個人情報等の漏えい事案等の事故が発生した場合には、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに当該事案等の事実関係等の通知等を行うこととする。

(個人情報保護宣言の策定)

第 23 条 会員は、個人情報に対する取組方針を、あらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、個人情報保護宣言を策定し、公表することとする。

2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。

(1) 関係法令等の遵守、個人情報を目的外に利用しないこと及び苦情処理に適切に取り組むこと等、個人情報保護への取組方針の宣言

(2) 個人情報の利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明

(3) 保護法第 27 条における開示等の手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明

(4) 個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口

3 個人情報保護宣言には、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態に応じて、次に掲げる点を考慮した記述をできるだけ盛り込むよう努めるものとする。

(1) 保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じること。

(2) 委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること。

(3) 会員がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、会員が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること。

(4) 個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を可能な限り具体的に明記すること。

(本協会への報告等)

第 24 条 本協会は、会員に対し、当該会員による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求めることができる。

2 本協会は、会員に対し、本指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置を行う。

3 会員は、本指針を遵守するとともに、本協会が行う必要な指導及び勧告その他の措置に従わなければならない。

附 則

本指針は、本協会が保護法第 37 条第 1 項の認定を受けた日から施行する。

附 則（平 27. 9. 28 一部改正）

この改正は、平成 27 年 9 月 28 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第 7 条第 2 項を新設

(2) 第 12 条第 1 項及び第 2 項を改正。

附 則（平 28. 10. 7 一部改正）

この改正は、平成 28 年 10 月 7 日から施行する。

(注) 第 22 条第 1 項を改正。

附則（平 29. 5. 30 一部改正）

この改正は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1）第 1 条を改正のうえ同条第 1 項とし、第 2 項を新設。
- （2）第 2 条第 1 項中第 1 号及び第 2 号を改正し、第 1 の 2 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号を新設。
- （3）第 3 条第 2 項を改正し、第 2 項及び第 3 項を 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項を新設。
- （4）第 4 条を改正。
- （5）第 5 条第 1 項及び第 2 項を改正。
- （6）第 6 条の見出し、第 1 項各号列記以外の部分、同項中第 5 号及び第 2 項を改正し、第 3 項及び第 4 項を新設。
- （7）第 8 条第 1 項及び第 2 項を改正。
- （8）第 9 条の見出し及び同条を改正。
- （9）第 10 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 3 項第 1 号中イを改正。
- （10）第 13 条第 1 項各号列記以外の部分、同項中第 2 号、第 2 項各号列記以外の部分、第 3 項、第 4 項各号及び第 5 項を改正し、第 2 項第 5 号を新設。
- （11）第 13 条の 2 から第 13 条の 5 までを新設。
- （12）第 14 条第 1 項各号列記の部分並びに同項中第 2 号及び第 3 号を改正。
- （13）第 15 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項を改正。
- （14）第 16 条各項を改正。
- （15）第 17 条各項を改正。
- （16）第 18 条を改正。
- （17）第 19 条の見出し、第 1 項各号列記以外の部分、同項中第 1 号から第 6 号、第 2 項及び第 3 項を改正し、第 1 項中第 5 号及び第 6 号を 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号を新設。
- （18）第 20 条各項を改正。
- （19）第 21 条の見出し及び各項を改正。
- （20）第 22 条の見出し及び各項を改正。
- （21）第 23 条第 2 項中第 3 号を改正。
- （22）第 24 条第 1 項を改正し、第 3 項を新設。